

令和元年度大分県職員（児童自立支援専門員）採用選考要領

令和元年6月12日
大分県人事委員会

1 選考対象職種、採用予定者数及び職務内容

職 種	採用予定者数	職 務 内 容
児童自立支援専門員	2人	主として、知事部局の福祉保健部二豊学園（児童自立支援施設）において、児童の自立支援に係る業務に従事します。

※男子寮担当職員等として、入所児童と起居を共にしながら自立支援業務に従事します。
※宿直・休日勤務等の変則勤務があります。

2 受験資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

- 昭和55年4月2日以降に生まれた者
- 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年大分県条例第61号）第107条に規定する児童自立支援専門員の資格を有する者または令和2年3月31日までに取得見込みの者
ただし、「社会福祉士の資格を有する者」については、令和2年5月31日までに社会福祉士の資格を取得見込みの者を含む。
- 地方公務員法第16条に該当しない者
- 令和2年4月1日以降の採用に応じられる者

※ 受験資格がないことが判明した場合は、合格を取り消します。

※ 上記（2）の児童自立支援専門員の資格を令和2年3月31日（社会福祉士については令和2年5月31日）までに取得できなかった場合には、この選考に合格しても採用される資格を失います。

※ 日本国籍を有しない者も受験できます。ただし、日本国籍を有しない者は、採用時に職務に従事可能な在留資格がない場合は採用されません。また、日本国籍を有しない者の任用に当たっては、「公権力の行使又は公の意思形成への参画に携わる職には就けない」という公務員の基本原則に沿った任用が行われます。

3 選考方法、日時等

区 分	種 目	選 考 の 内 容	日 時	場 所
第1次選考 (全員受験)	教養試験 (80点)	公務員として必要な一般的知識及び知能についての択一式による筆記試験	令和元年9月22日(日) 入室開始 午前9時	大分県市町村会館 (大分市大手町2-3-12) ※詳細は別途連絡
	専門試験 (80点)	専門的知識、技術等の能力についての記述式による筆記試験 ※出題分野： 社会福祉学概論、心理学概論、教育学概論及び社会学概論	着席完了 午前9時25分 試験時間 教養試験 午前9時30分から11時30分まで 専門試験 午後0時40分から2時10分まで	
	論文試験 (80点)	児童自立支援事業に関することについての論文による筆記試験	論文試験 午後2時30分から4時まで	
第2次選考 (第1次選考の合格者のみ受験)	面接 (480点)	(1)公務員としての適格性 (2)専門的知識 (3)人物 } についての個別面接	令和元年10月24日(木) 又は25日(金)	大分県市町村会館 (大分市大手町2-3-12) ※詳細は別途連絡

- (注) 1 受験者は、上表に記載する第1次選考の実施日・場所に集合の上、午前9時20分までに会場入口で受付を済ませてください。出入口付近に係員がいますので、指示に従ってください。自動車の乗り入れはできません。
2 教養試験及び専門試験は、試験開始後30分を経過したら入室できません。論文試験は、原則として遅刻を認めません。
3 第1次選考の合格通知（連絡）は、10月10日（木）に行う予定であり、当該合格者についてのみ第2次選考を行うこととします。

4 選考結果の開示

- (1) 口頭による開示請求
選考結果については、大分県個人情報保護条例第21条第1項の規定により、口頭で開示請求することができます。受験者本人が、本人であることを証明する書類（運転免許証、学生証、パスポート等（原則として顔写真付きのもの））を必ず持参のうえ、おいでください。
なお、各選考項目にはそれぞれ合格基準があり、その合格基準に達しない場合は「不合格」となります。したがって、総合得点及び順位が上位であっても「不合格」となる場合があります。

区 分	開示請求できる者	開示内容	開示方法	開示期間	開示場所
第1次選考	第1次選考不合格者	試験科目別得点、総合得点及び順位	閲 覧	合格発表の日から起算して1か月間 (土曜、日曜、祝日を除く 8:30~17:15)	大分県人事委員会事務局（大分県市町村会館6階）
第2次選考	第2次選考受験者				

(2) 郵送による情報提供

郵送でも試験結果の情報を提供します。希望者は、住所、氏名、受験番号を記載した返信用長形3号封筒(235mm×120mm)を用意し、切手(基本料金(定形郵便物25g以内)に簡易書留料金を加算した金額)を貼り、第1次選考当日に持参してください。持参した封筒は試験時間内に回収します。提供する内容は(1)の口頭による開示請求と同じです。

5 受験申込手続き

以下の書類を同封し、下記の申込先に提出してください。

- ① 必要事項を記入した大分県職員(児童自立支援専門員)採用選考申込書(様式1) 1部
- ② 受験票用のはがき(62円)(何も記載していないもの) 1枚
- ③ 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第107条各号で定める児童自立支援専門員の資格を有すること(又は令和2年3月31日まで(社会福祉士については令和2年5月31日まで)に有する見込みであることを証明する書類(卒業(見込)証明書、免許の写し、実務経験を証明する書類(様式2)等) 各1部

【申込先】 大分県人事委員会事務局(〒870-0022 大分市大手町2丁目3番12号)

【申込期限】 令和元年8月23日(金)午後5時15分必着(持参の場合)にて申込をしてください。郵送の場合は、8月23日(金)までの消印があるものに限り受け付けます。封筒の表左側に「職員採用選考受験」と赤書きし、郵便局の窓口を持参して簡易書留の手続きを行い、簡易書留の受領証を受験票が届くまで保管してください。

【受験票の送付】 大分県人事委員会事務局が申込書を受理したときは、受験票用のはがきに受験番号等を印刷して送付します。なお、9月13日(金)までに受験票が届かない場合は、大分県人事委員会事務局にお問い合わせください。

6 採用時期

原則として令和2年4月1日以降ですが、既卒者については、それより前に採用されることもあります。

7 給 与

初任給として月額187,200円(4年制大学新卒者の場合)のほか、扶養手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当、期末手当、勤勉手当等が勤務態様等に応じて支給されます。なお、初任給月額は平成31年4月1日現在のもので、職歴等のある者は、条件に応じて加算されます。

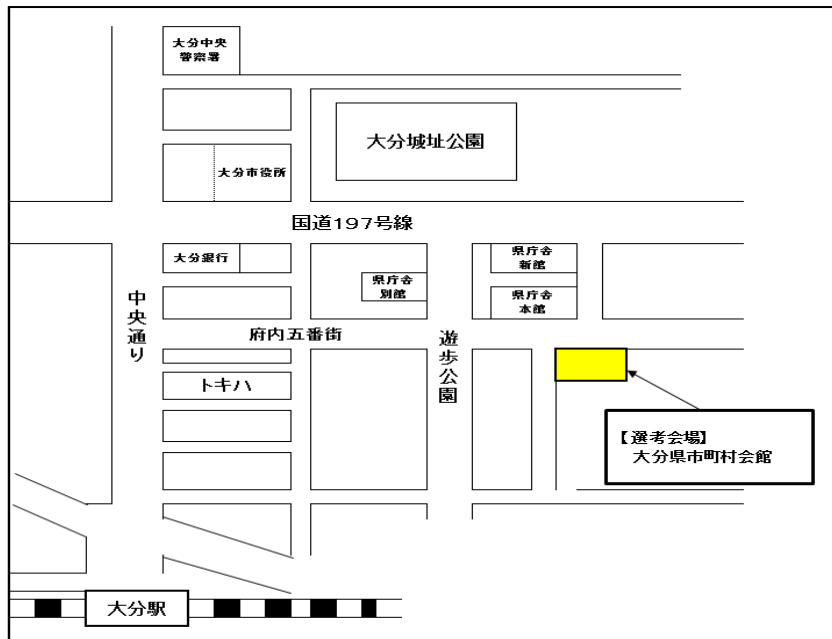
8 問合せ・連絡先

内 容	問 合 せ ・ 連 絡 先
選考に関すること	大分県人事委員会事務局 大分市大手町2丁目3番12号(〒870-0022) 電話 097-506-5222
二豊学園(児童自立支援施設)や児童自立支援専門員の業務内容等に関すること	二豊学園 大分市大字端登5(〒879-7502) 電話 097-596-1144

9 そ の 他

送付された受験票は、選考当日に必ず持ってきてください。昼食は各自で準備してください。

(選考会場図)



【参考】 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

(児童自立支援専門員の資格)

第107条 児童自立支援専門員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- 一 医師であつて、精神保健に関して学識経験を有する者
- 二 社会福祉士の資格を有する者
- 三 都道府県知事の指定する児童自立支援専門員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者（学校教育法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）
- 四 学校教育法の規定による大学の学部で、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科若しくはこれらに相当する課程を修めて卒業した者（当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）又は同法の規定による大学の学部で、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められた者であつて、1年以上児童自立支援事業に従事したものの又は前条第1項第4号イからハまでに掲げる期間の合計が2年以上であるもの
- 五 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であつて、1年以上児童自立支援事業に従事したものの又は前条第1項第4号イからハまでに掲げる期間の合計が2年以上であるもの
- 六 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であつて、1年以上児童自立支援事業に従事したものの又は前条第1項第4号イからハまでに掲げる期間の合計が2年以上であるもの
- 七 学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であつて、3年以上児童自立支援事業に従事したものの又は前条第1項第4号イからハまでに掲げる期間の合計が5年以上であるもの
- 八 学校教育法の規定により、教育職員免許法に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格の免許状を有する者であつて、1年以上児童自立支援事業に従事したものの又は2年以上教員としてその職務に従事したもの

第106条第1項第4号

- イ 児童福祉司となる資格を有する者にあつては、児童福祉事業に従事した期間
- ロ 社会福祉主事となる資格を有する者にあつては、社会福祉事業に従事した期間
- ハ 社会福祉施設の職員として勤務した期間（イ又はロに掲げる期間に該当する期間を除く。）

令和元年度大分県職員（児童自立支援専門員）採用選考申込書

私は、大分県職員（児童自立支援専門員）採用選考を受験したいので申し込みます。

なお、私は選考要領に掲げてある受験資格をすべて満たしており、この申込書の記載事項に相違ありません。

受験番号欄を除く該当欄すべてに記入してください。（口欄には✓を記入してください。）

(写真)					令和 年 月 日 記入
	※申込時に必ず貼ってください。	職 種 児童自立支援専門員	※受験番号（記入不要）		
(ふりがな) 氏 名			国籍等 <input type="checkbox"/> 日本国籍 <input type="checkbox"/> 外国籍		※外国籍の場合は以下も記入してください。 国籍 在留資格
生年月日 昭和・平成 年 月 日生					
受験票・合格通知等のあて先 [〒 -]					
[電話 () -] [携帯電話 () -]					
上記以外の連絡先 [〒 -]					
[電話 () -] [携帯電話 () -]					
学 歴 : 学 校 名		学部・研究科	学科・専攻	在学期間	卒業・修了
高等学校		/		年月～年月 ～	<input type="checkbox"/> 卒業 <input type="checkbox"/> 卒見 <input type="checkbox"/> 中退
大学				～	<input type="checkbox"/> 卒業 <input type="checkbox"/> 卒見 <input type="checkbox"/> 中退
大学院				～	<input type="checkbox"/> 卒業 <input type="checkbox"/> 卒見 <input type="checkbox"/> 中退
養成学校・その他				～	<input type="checkbox"/> 卒業 <input type="checkbox"/> 卒見 <input type="checkbox"/> 中退
職 歴 : 会 社 名		部 ・ 課 名	担当業務	在職期間	
				年月～年月 ～	
				～	
				～	
取得(見込)年月日	免 許 ・ 資 格 名 (社会福祉士、教員等)				
. .					
. .					
. .					

実務経験（見込）証明書

令和 年 月 日

大分県人事委員会委員長 殿

施設・事業所等名

代表者氏名

印

下記の者の実務経験は、以下のとおりであることを証明します。

被証明者氏名等	(生年月日： 昭和・平成 年 月 日生)	
被証明者住所	(〒 -)	
実務経験区分 ※該当するものの□欄に ✓を記入してください。	<input type="checkbox"/> 児童自立支援事業 <input type="checkbox"/> 児童福祉事業（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例 第106条第1項第4号イ） <input type="checkbox"/> 社会福祉事業（同第106条第1項第4号ロ） <input type="checkbox"/> 社会福祉施設職員（同第106条第1項第4号ハ） <input type="checkbox"/> 教員	
施設又は事業所等名		
業務期間	年 月 日 ~ 年 月 日	
業務内容		
証明者の連絡先	(電話番号)	(担当者名)